

北海道エゾシカ対策推進条例施行規則の概要

■ 基本計画及び基本計画に基づく施策の実施状況（第2条）

- 定めたときはインターネット等で公表

■ 捕獲等目標数の設定（第3条第1項及び第2項）

- 地域区分は振興局単位とし、狩猟と許可捕獲の目標数を定めて、「エゾシカ捕獲推進プラン」としてインターネット等で公表

■ 一斉捕獲推進期間（第4条）

- 一斉捕獲推進期間は必要に応じて2月1日から3月31日の期間内で設定

■ 緊急対策期間（第5条第1項）

- 緊急対策期間は3年を超えない範囲で設定

■ 特定重点対策地域（第5条第2項）

- 特定重点対策地域は振興局単位で指定

■ 事故及び法令違反の防止に係る報告（第6条）

- 市町村や関係団体等に対して事故や法令違反の発生状況の報告を求める

■ 特定鉛弾の所持の許可申請（第7条）

- 所持する理由などを記載した申請書を提出

■ 特定鉛弾（第8条）

- 鉛ライフル弾及び粒径が7 mm以上の散弾（スラッグ弾含む）を規制

■ 地域協議会（第9条）

- 地域協議会は振興局単位で設置